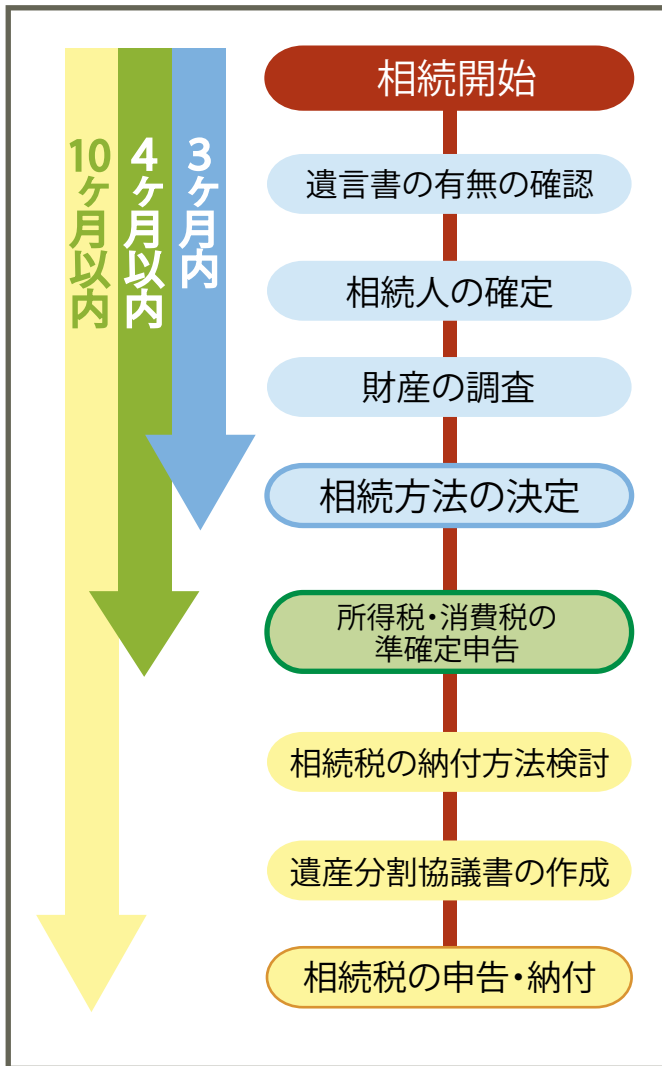





相続税の申告・納税スケジュールを確認しておきましょう!




相続は「亡くなってからでない、何も出来ないし始まらない」のではなく、ご家族の手元に出来るだけ多くの資産を残すための節税対策、遺産分割をスムーズに進めるための資産承継対策など、存命中に出来ることはたくさんあります。まだ元気なうちに、弁護士をはじめとする専門家に相談しご家族のための対策を立てておきましょう。

 **チェック** 相続方法の決定


相続人は相続開始を日から3ヶ月以内に、相続放棄もしくは限定承認を選択し、その旨を家庭裁判所に申述します。何もしなければ単純承認(相続人が被相続人=亡くなった人の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ)されます。債務が多い相続の際などには注意が必要です。

 **チェック** 準確定申告とは

被相続人が亡くなった年の1月1日から相続開始日までの所得を申告する手続きです。被相続人に事業所得や不動産所得があった場合に申告が必要です。相続開始後4ヶ月以内に行います。

 **チェック** 遺産分割協議・相続税の申告納付

相続税が発生しない人でも、遺産をどのようにわけかを相続人の間で決定する話し合いが必要です。相続税の申告は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内に行います。

 **チェック** 相続税の申告・納付

申告期限までに申告しても、税金を期限までに納めなかったときは利息にあたる延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

暦de来福

資本が1万倍になる日なんてあるの?



一粒万倍日(いちりゅうまんばいび、いちりゅうまんばいにち)とは、一粒の粉(もみ)が万倍にも実る稲穂になるという大収穫を得られる日とされ、特に仕事始め・開店・種まき・お金を出すことに吉。手元にあるわずかな物で始めたコトが何倍にも膨らんで大きな利益として自分に返ってくるという意味です。

そのため、この一粒万倍日に始めたことはのちのち、大きな成功をしやすいとも言われています!仕事や通塾を始めたり、開店、お財布を購入する、種まきなどが該当します。

ただし、プラスなコトはOKですが、基本的にマイナスなコトはNGです。借金や借り物、喧嘩をすると何万倍になってしまうのでお気をつけて。

※6月の一粒万倍日※ 4日 5日 6日 7日 18日 19日 30日



世界の建設費って日本と比べてどうなってるの？



なぜ、日本の建設費が世界的水準でみても高いのでしょうか。理由として様々な要因が上げられます。建売住宅より注文住宅が多く建設コストが高い。造成費が異常に高い。農地法などの古い法律が関係している…では、世界で建設費が最も高い水準なのは果たしてどこの国でいくらののでしょうか？

建設費水準トップ10から見る、世界における日本の建設費水準の位置づけを見てみましょう。

1位…イギリス(ロンドン)		42.9万円/㎡	6位…日本(東京)		34.5万円/㎡
2位…アメリカ(ニューヨーク)		40.5万円/㎡	7位…ノルウェー(オスロ)		32.4万円/㎡
3位…スイス(チューリッヒ)		39.1万円/㎡	8位…スウェーデン(ストックホルム)		30.0万円/㎡
4位…香港		36.0万円/㎡	9位…ベルギー(ブリュッセル)		27.0万円/㎡
5位…デンマーク(コペンハーゲン)		35.4万円/㎡	10位…マカオ		26.9万円/㎡

日本(東京)は6番目に高い水準でした。最も高い水準となったのはイギリス(ロンドン)で42.9万円/㎡でした。建設費が高い国や地域の特徴として、イギリス、アメリカ、日本をはじめとする先進国、地域としては北・西ヨーロッパ、オセアニアの国々が挙げられます。

一方、建設費が最も低い水準となった地域はインド(チェンナイ)で約6.3万円/㎡、次いで南アフリカ、ブラジルが7.3万円/㎡とつづきます。開発途上国や新興国、地域では東南アジア、アフリカ、中南米の国が多く見られます。

日本の建設費がいかに高いかがわかりましたが、日本の建設技術が大変優れている事は日本人として誇れる事です。

※参考：アーキブック「建設費編」



しずおかFPサービス column

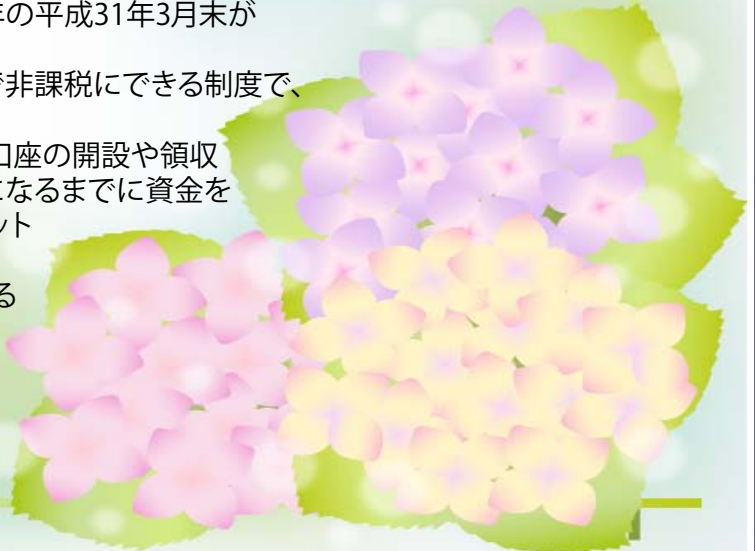
教育資金の贈与について

教育費に充てる目的で多額の資金を祖父母から子や孫に贈与する際、非課税の扱いとなる制度があります。これは平成25年度の税制改正によりできた制度ですが、来年の平成31年3月末が制度を利用できる期限となっています。

この制度は、子や孫ごとに1500万円の贈与まで非課税にできる制度で、相続税対策として利用する人もいます。

しかし、多額の贈与を可能にする一方、①専用口座の開設や領収書の提出など手続きが煩雑、②子や孫が30歳になるまでに資金を使い切れないと贈与税がかかる、といったデメリットもあります。

もともと教育資金については必要な都度、贈与する場合は贈与税がかかりません。相続対策を行える期間が短い場合や相続財産に占める金融資産の割合が高い場合には制度を利用するメリットもあるかもしれません。



KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>